

生活環境常任委員会説明資料

(一般報告事項説明資料)

	(頁)
◎ 「(仮称) 市民公益活動ポイント制度」 実証実験について	1
◎ 横須賀市男女共同参画プラン〔第3次〕の仮最終評価に対する 市の見解について	5
－別冊1「横須賀市男女共同参画プラン〔第3次〕仮最終評価」－	
◎ 第4次横須賀市男女共同参画プランの策定について	9
－別冊2「第4次横須賀市男女共同参画プラン」－	
◎ 平成24年度 横須賀市人権施策推進会議報告書の概要について	12
－別冊3「平成24年度会議報告書(横須賀市人権施策に対する意見)」－	

平成25年(2013年)3月15日

市 民 部

◎平成 24 年度 横須賀市人権施策推進会議報告書の概要について

1. 人権施策推進会議の設置および目的

人権施策推進指針に基づき、平成 22 年 7 月に人権施策推進会議を設置しました。

【委員構成】

学識経験者、人権擁護委員(2名)、民生委員、弁護士、公募市民(2名)、
当事者団体の代表者等(2名) 計9名(男5名、女4名)

本市の人権擁護にかかわる取り組みを総合的かつ効果的に進めていくため、人権施策推進指針に基づき、本市の施策および事業について、人権擁護の観点から評価を行い、市に意見を述べることを目的としています。

2. 評価の視点

- ①人権擁護の担保、②当事者の視点、③周知・啓発、④関係機関等との連携、
⑤研修、⑥その他（推進会議において必要と認める事項）

3. 評価の対象

人権施策推進指針で分類した8分野*の人権課題の中から、「外国籍市民の人権」およびその他の人権課題である「性的マイノリティの人権」について取り上げました。

【8分野の人権課題】

①男女共同参画、②子ども、③高齢者、④障害者、⑤同和問題、⑥外国籍市民、
⑦患者等、⑧その他の人権課題（犯罪被害者の人権、性的マイノリティの人権、路上生活者の人権、就労支援を必要とする人の人権など）

「外国籍市民の人権」については、施策・事業の範囲が広範囲であることから、『就学』、『相談・支援体制』、『医療』、『防災体制』、を評価の対象としました。また、「性的マイノリティの人権」は、問題点や課題を中心に議論しました。

4. 推進会議の開催経過

- ①平成 24 年 7 月 2 日、②8 月 20 日、③10 月 18 日、④平成 25 年 1 月 31 日

5. 外国籍市民の人権の評価の結果（主な推進会議意見）

(1) 就学について

- ・外国籍市民の就学システムについては、校長だけへの周知ではなく、教員一人一人に周知する必要がある。
- ・多文化共生社会を推進し、外国籍市民の就学の環境を整える上で、国際交流課と支援教育課の連携を強めるための将来に向けた検討が必要である。

(2) 相談・支援体制について

- ・外国籍市民の相談・支援体制に結びつけるために、スクールソーシャルワーカーと支援教育コーディネーターの一層の活用を期待したい。

【スクールソーシャルワーカー】

- ・児童・生徒への直接的な関わりを中心としつつ、家庭、学校、関係諸機関との連絡調整機能を担う専門職。

【支援教育コーディネーター】

- ・保護者の相談の窓口となるほか、校内外の関係者の間を連絡調整したり、児童生徒への支援を校内体制として進める推進役。

- ・米海軍横須賀基地関係者との交流も考慮した上で、施策を推進することの検討が必要である。

(3) 医療について

- ・外国籍の患者が来院しても対応できるように、外国語診療マニュアルの配置を開業医に依頼できるかの検討が必要である。
- ・市民病院はもとより、市内のすべての総合病院が、外国籍市民向けの協定医療機関に加盟するよう取り組みを進めるべきである。

【協定医療機関】

- ・医療通訳ボランティア団体との協定により、外国籍市民向けの医療通訳サービスを利用できる医療機関。

(4) 防災体制について

- ・津波の避難ビルの表示などは、外国籍市民にも理解できるような工夫を期待したい。
- ・米海軍横須賀基地関係者以外の外国籍市民に周知・啓発を行い、通常の防災訓練の中に組み込む努力が必要である。

6. 性的マイノリティの人権の評価の結果（主な推進会議意見）

(1) 人権擁護の担保について

性的マイノリティが相談できる場所を横須賀市内に設置する検討が必要である。

(2) 当事者の視点について

性的マイノリティの思春期の子どもたちが、悩みの第一段階から抜け出すための情報交換の場が必要である。

(3) 周知・啓発について

性的マイノリティのメッセージ展、講演会を開催し、一般市民に啓発する必要がある。

(4) 関係機関などとの連携について

学校および行政機関が性的マイノリティの子どもに対応しやすい体制づくりが必要であり、学校および行政機関が対応できない場合は、外部の相談機関から相談員を派遣できるようなトータルな支援体制が必要である。

7. まとめ（主な推進会議意見）

- ・横須賀市における「外国籍市民の人権施策」に関しては、他都市と比較しても先進的かつ積極的な取り組みがなされ、有効な施策が行われていると評価することができる。
- ・今後は、米海軍横須賀基地関係者との交流も考慮した上で、外国籍市民の人権に関する施策を推進することが重要であり、国際理解や多文化共生を進めるための取り組みが期待される。
- ・「性的マイノリティの人権」については、思春期の子どもたちが、自分自身の性の悩みの第一段階から抜け出すための相談窓口の設置、啓発活動、情報交換の場の設置の検討などの支援体制が必要不可欠である。
- ・外国籍市民および性的マイノリティの方々が、安心して暮らせる、多様性のあるまちづくりの推進に努めることを期待する。